

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 8 月 29 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380070

研究課題名(和文) 時際法(intertemporal law)と国際立憲主義

研究課題名(英文) Intertemporal Law and Global Constitutionalism

研究代表者

最上 敏樹(Mogami, Toshiki)

早稲田大学・政治経済学術院・教授

研究者番号：70138155

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：国際立憲主義の新たな地平を開拓すべく、国際法における「時間」の意味を洗い直すための研究を行った。その手始めとして、これまでの国際法史の研究を体系的に研究し直し、それら先行研究において「正義」の要素が十分に取込まれていないとの認識が得られた。それはまた、国際立憲主義においても欠落している要素であり、「時間」の意味と「正義」の要素とを結節させることにより、国際法史研究と国際立憲主義とを有機的に関連づけられることが確認された。資料文献研究が中心となったが、とくに平成28年後半からは、ハイデルベルクのマックス・プランク研究所に2度滞在し、有意義な共同研究を実施できた。

研究成果の概要(英文)：For the purpose of exploring a new horizon in Global Constitutionalism, I carried out the study to re-examine the meaning of 'time' in international law. As a first step, I reviewed the study of the history of international law systematically, and found that the element of 'justice' has not been sufficiently incorporated in the preceding researches. It is also an element that is lacking in the study of Global Constitutionalism; thus I recognized that by combining the meaning of time and the element of justice can we meaningfully relate the study of the history of international law and Global Constitutionalism. The research has mainly been conducted by means of investigating documents and related literature, but during autumn 2016 and winter 2017, I stayed at the Max Planck Institute (Heidelberg) and carried out a highly rewarding joint research with the staff there.

研究分野：国際法、国際機構論

キーワード：国際公法 国際立憲主義 国際法史 時際法 国際秩序 グローバル・ヒストリー

1. 研究開始当初の背景

(1) 報告者は数年来国際立憲主義の研究を遂行し、これまでも数点の研究成果を報告ないし刊行してきた。国際法学が技術的になり、細分化(あるいは断片化=fragmentation)する傾向が見られる中、より大きな枠組みで国際法を捉え、国際法学が世界秩序を論ずる学問に戻ることを志向するものとして、この新しい方法論が有効と考えたためである。報告者自身はすでに1995年からこの概念を用いていたが、そののちヨーロッパ(とくにドイツ)においてこの概念が積極的に用いられるようになり、国際人権法との関連づけを主体に活発に議論されるようになった。

(2) 他方で、ここ数年、この国際立憲主義の研究状況が国際的にも(主にヨーロッパにおいて)停滞気味であると痛感された。とりわけ不十分と思われるのは、第一に、研究がヨーロッパ人権保障体制に片寄りがちでその地理的限界を超える視座がなかなか提示されないこと(国際立憲主義が「普遍的な」広がりを持ちうると論証できないこと)、第二に、国際安全保障法との取り組みが不十分で国際法秩序に関する議論として根底に欠けるものがあること、第三に、結局のところ、これまでヨーロッパで達成された法的価値(民主主義・人権・法の支配)の提示にとどまり、理論自体が「欧州中心主義」の焼き直しにとどまるおそれもあったことである。

(3) この停滞を打開し、新たな地平を開拓することが急務と思われた。同時にそれは、先述の国際法自体の断片化を超えるための知的な営為ともなると考えられた。とりわけ、国際法史研究を抜本的に構築し直し、それにより、21世紀における国際法学および国際法秩序に何が必要かを明らかにする、新しい枠組みを構想することである。そのためには、国際法における「時間」の要素に着目する必要だと考えた。それを以て、国際法史の研究でも閉却されてきた「正義」の要素を取り込むべきこととなり、同時に国際立憲主義を再活性化できると着想したものである。

2. 研究の目的

(1) 上記の通り、国際立憲主義を再活性化することおよび、それと並行して国際法学の新たな地平を開くことを大目的とした。国際立憲主義および国際法学を同時に活性化する研究テーマを開拓しようとの意向からである。

(2) 国際立憲主義の新地平を開拓すると同時に、国際法学の研究をも活性化すると志向することは、今後さらに時間を要する長期的な研究となる。しかし国際法は、20世紀、とりわけ第二次世界大戦以後に長足の拡大と発展を遂げたが、同時に国際人権法・国際通商法・国際環境法・国際人道法など、各分野

の国際法が量的に発展するにつれ、全体としての統一的国際法秩序が何であるかが逆に見えにくくなった。同時に、そうして多様化すると同時に断片化する国際法現象の中で国際法学がいかなる貢献をしているのかも、次第に不分明となった。さらに、21世紀の新しい無秩序が進行する中、国際法の有用性も問い直されることとなった。武力紛争であれ通商紛争であれ領土国境紛争であれ、国際法は実効的に対処できているのか、という深刻な問いかけである。

(3) そうした現代的な問いかけと並んで浮かび上がってきた重要な問題の一つが、国際法が過去に起きた様々な不正義の問題に目をつぶったままで、それに対する解答を見いださずしてこなかった、という認識である。それは、現代にも遺恨を残す過去の不正義の問題をどう捉えるかという、いわば過去と現代を連結する枠組みの模索である。国際法の世界における主流は、単純化していえば「過去は過去」で済ます傾向にある。だがそれを貫く限り、歴史的な不正義感覚が拭い去れず、国際法秩序の不安定要素も残る。報告者はこの問題の解を見いだすことが、停滞気味の国際立憲主義の活性化になると同時に、何世紀も変わらずに来た国際法を再考し、国際法学の新しいパラダイムを構築する礎石となるものと確信し、その課題との長い取り組みの過程に入った。

3. 研究の方法

(1) 当座のテーマは時際法原則の再考であった。単純化するというならば、「行為の合法違法は行為が行われた時代の法に照らして判断されるべし」とする原則である(理論的には多少の修正が加えられ、後日の変化も加味しうる)。まずこの問題をきちんと整理したが、これに関しては法的実行の蓄積が停滞しているためもあって、テーマ単体としてただちに新しい成果につながることは当初から想定していなかった。むしろ、この問題を手がかりに、国際法の歴史がどのように記述されてきたか、その中で国際法および国際法学の欧州中心主義がどのように展開されてきたかを跡づけることが主たる作業となった。

(2) かくして研究は基本的に理論研究となり、文献研究として進めることになった。とはいえ、それはきわめて貴重な研究遂行であった。まず何より、国際法史研究の主流が主権国家中心的・欧州中心的な記述にとどまっているものの、それを見直そうという学問的潮流も生じつつあることが確認できた。さらに、そうした作業が狭義の国際法学者だけでなく、歴史学者など他の分野からの参画を得て豊かになりつつあることも知り、その結果、歴史学者との学問的交流を深めて方法的相互作用を目指すことになった。

(3)同時に、その過程において、奴隷貿易時代の欧州諸国の行動に対する歴史的補償請求がカリブ海諸国から出されていることを発見し、そうして開拓したテーマを次の科研費研究へとつなげることができた。これはまだ始まって間もない、これから実行として展開する問題であり、今後の展開が待たれる。結果次第では国際法の世界像を根底から変える可能性のある、この問題に遭遇できたのは、今次研究の大きな成果であった。

(4)理論・文献研究が主になるという展開の中、海外の研究者と知的交流を深めることがとりわけ重要と考え、積極的に海外の学会やワークショップに赴いて知見を広めた。とくに2016年から2017年にかけて、ドイツ・ハイデルベルクのマックス・プランク研究所に客員研究員として2度滞在し、同研究所で多くの研究者と交流するほか、所長のアンネ・ペータース教授との共同研究を進めることができたのは研究上の大きな刺激となった。同教授とはケンブリッジ大学出版会からの共同執筆書を準備中である(2017年度中に刊行予定)。

4. 研究成果

(1)前述のように資料および文献の収集および読み込みを進め、自己の研究の基盤を固めただけでなく、このアプローチの有意性を確認し、新たな枠組みへの展望が開けた。基礎研究型の、かつ理論的な研究であるため、短期間で次々と論文等にまとめることはできず、今後数年の課題として進めているが、そうした地味な基礎作業を徹底して進めることができたのは、それ自体が大きな成果である。(執筆計画としては上記ケンブリッジUPの共同執筆書のほか、オクスフォードUPから依頼された分担執筆を準備中である。)

(2)そうした基礎作業を固めただけでなく、これまでの国際法史研究とは異なる、時間と正義の要素を組み込んだ視座を確立できたことは大きな意味を持つ。しかも、かつての奴隷貿易に対する補償請求という、具体的実行も存在する素材であることを確認できた点は重要である。こうして時際法への視点から始まり、国際法史学の見直しにつなげ、次いで「時間と正義」という新要素の処理に通じて、具体的な素材も発見することができた。

(3)以上のような知見に到達する上で、数度にわたる海外出張を実施できたことはきわめて大きな意味があった。これは、直には目に見えないが、日本の研究室にこもっているだけでは決して得られぬ成果であって、それを可能にしてくれた科研費の恩恵を痛感する。とくに、上記のマックス・プランク研究所への長期出張、同所におけるペータース教授との緊密な共同研究の意味が非常に大きかったことは前述の通りである。加えて、

歴史学との結節点を求める過程で、バーゼル大学(スイス)ヨーロッパ研究所(近々「ヨーロッパ国際研究所」と改称)所長のマドレーヌ・ヘレン教授との研究交流を深め、今後、国際法学とグローバル・ヒストリー論を融合した共同研究を進めることになった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 3 件)

最上敏樹、「国際立憲主義と平和の構想」、広島平和研究所編「平和の創造とは 平和研究の過去・現在・未来」、査読無、2015年、pp.15-38。

最上敏樹、「国際法は錦の御旗ではない」、世界、査読無、第873号(2015年9月号)、2015年、pp.62-70。

最上敏樹、「マルメロの陽光、時際法、コース・コアクトゥム」、UP(東大出版会)、査読無、No.43、2014、pp.28-33。

[学会発表](計 4 件)

MOGAMI Toshiki (chairperson and discussant) et al., “On Intercivilizational International Law”, International Symposium on Intercivilizational International Law, 19 March 2017, Tokyo.

MOGAMI Toshiki (chairperson and discussant) et al., “Human Rights in Asia”, Asian Society of International Law, 14 June 2016, Hanoi (Vietnam).

MOGAMI Toshiki “On the Universalizability of Global Constitutionalism”, International Workshop on Global Constitutionalism, 11 February 2015, Leuven (Belgium).

MOGAMI Toshiki (chairperson and discussant), “European Court of Human Rights and Russia” (chief presenter: Angelika Nussberger), Japan Chapter, Asian Society of International Law, 27 October 2014, at Hosei University.

[図書](計 3 件)

最上敏樹、岩波書店、2016年、「国際機構論講義」、360頁。

Madeleine Herren (ed.), Toshiki MOGAMI, et al., Springer International Publishing, “Networking the International System: Global Histories of International Organizations”, 2014, pp.43-52 (total 203 pp.).

日本平和学会(編) 最上敏樹ほか、法律文化社、2014年、「平和を考えるための100冊+」、pp.142-145(総頁数282)。

〔産業財産権〕

出願状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

最上敏樹 (MOGAMI, Toshiki)
早稲田大学政治経済学術院・教授
研究者番号：70138155

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

Anne Peters (アンネ・ペーターズ)
Director, Max Planck Institute for
Comparative Public Law and International
Law (Heidelberg, Germany)